本文書は，日本企業の対中投資の参考に供するために，曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所，以下「当事務所」）が作成し，PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが，ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には，当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

女性従業員労働保護特別規定

（国務院第 200 回常務会議により 2012 年 4 月 18 日採択、国務院令第 619 号として 2012 年 4 月 28 日公布及び施行）

第 1 条　労働中に生理的特徴により女性従業員に生ずる特殊な困難を減少させ、及び解決し、女性従業員の健康を保護するため、本規定を制定する。

第 2 条　中華人民共和国国内の国家機関、企業、事業単位、社会団体、個人経済組織その他の社会組織等の雇用単位及びその女性従業員については、本規定を適用する。

第 3 条　雇用単位は、女性従業員の労働保護を強化し、措置を講じて女性従業員の労働安全衛生条件を改善し、女性従業員に対し労働安全衛生知識の養成訓練を行わなければならない。

第 4 条　雇用単位は、女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲に係る規定を遵守しなければならない。雇用単位は、女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲に属する当該単位の職位を書面により女性従業員に告知しなければならない。

女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲は、本規定の付録に列挙される。国務院の安全生産監督管理部門は、国務院の人力資源社会保障行政部門及び国務院の衛生行政部門と共に、経済・社会の発展状況に基づき、女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲について調整を行う。

第 5 条　雇用単位は、女性従業員の妊娠、出産又は授乳によりその賃金を引き下げ、当該女性従業員を解雇し、又は当該女性従業員との労働若しくは任用契約を解除してはならない。

第 6 条　女性従業員が妊娠期間中において元の労働に適応することができない場合には、雇用単位は、医療機関の証明に基づき、労働量を軽減し、又はその他の適応することができる労働を手配しなければならない。

妊娠 7 か月以上の女性従業員について、雇用単位は、労働時間の延長又は夜勤労働の手配をしてはならず、かつ、労働時間内に一定の休憩時間を設けなければならない。

妊娠中の女性従業員が労働時間内に産前検査を受ける場合には、所要時間は労働時間に算入する。

第 7 条　女性従業員は、出産する場合には、98 日の出産休暇を享受し、そのうち、産前に 15 日休むことができる。難産の場合には、出産休暇を 15 日増やす。多胎出産の場合には、出産した子の数が 1 人増えるごとに出産休暇を 15 日ずつ増やす。

女性従業員は、妊娠 4 か月未満で流産した場合には 15 日の出産休暇を享受し、妊娠 4 か月経過後に流産した場合には 42 日の出産休暇を享受する。

第 8 条　女性従業員の出産休暇期間中における出産手当は、既に出産保険に加入している者については雇用単位の前年度における従業員の月平均賃金の基準に従って出産保険基金から支払い、出産保険に加入していない者については女性従業員の出産休暇前の賃金

の基準に従って雇用単位が支払う。

女性従業員の出産又は流産に係る医療費用は、出産保険に定められる項目及び基準に従い、既に出産保険に加入している者については出産保険基金から支払い、出産保険に加入していない者については雇用単位が支払う。

第 9 条　1 歳未満の子に授乳する女性従業員について、雇用単位は、労働時間の延長又は夜勤労働の手配をしてはならない。

雇用単位は、毎日の労働時間内に授乳期間中の女性従業員のために 1 時間の授乳時間を設けなければならず、女性従業員が多胎出産した場合には、授乳する子の数が 1 人増えるごとに授乳時間を毎日 1 時間ずつ増やす。

第 10 条　女性従業員が比較的多い雇用単位は、女性従業員の必要に応じて、女性従業員の衛生室、妊婦休憩室及び授乳室等の施設を設置し、女性従業員の生理衛生及び授乳における困難を適切に解決しなければならない。

第 11 条　労働場所において、雇用単位は、女性従業員に対するセクシュアルハラスメントを予防及び制止しなければならない。

第 12 条　県級以上の人民政府の人力資源社会保障行政部門及び安全生産監督管理部門は、各自の職責に従って、雇用単位による本規定の遵守状況について監督・検査を行うことに責任を負う。

労働組合及び婦女組織は、法により、雇用単位による本規定の遵守状況について監督を行う。

第 13 条　雇用単位が本規定第 6 条第 2 項、第 7 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の人力資源社会保障行政部門が期間を限って是正するよう命じ、侵害された女性従業員 1 人につき 1000 元以上 5000 元以下の基準に従い計算して過料を科する。

雇用単位が本規定付録第一条又は第二条の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の安全生産監督管理部門が期間を限って是正するよう命じ、侵害された女性従業員 1 人につき 1000 元以上 5000 元以下の基準に従い計算して過料を科する。雇用単位が本規定付録第三条又は第四条の規定に違反した場合には、県級以上の人民政府の安全生産監督管理部門が期間を限って整備するよう命じ、5 万元以上 30 万元以下の過料を科し、情状が重大な場合には、関係する作業を停止するよう命じ、又は国務院の定める権限に従い閉鎖を命ずるよう関係する人民政府に要請する。

第 14 条　雇用単位が本規定に違反し、女性従業員の適法な権益を侵害した場合には、女性従業員は、法により苦情を申し立て、通報し、不服を申し立て、又は法により労働人事紛争調停仲裁機構に対し調停・仲裁を申し立てることができる。仲裁判断に対し不服である場合には、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

第 15 条　雇用単位は、本規定に違反し、女性従業員の適法な権益を侵害し、女性従業員に損害をもたらした場合には、法により賠償をする。雇用単位及びその直接に責任を負う主管者その他の直接責任者が犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 16 条　本規定は、公布の日からこれを施行する。1988 年 7 月 21 日に国務院が公布した「女性従業員労働保護規定」は、これを同時に廃止する。

シティユーワ法律事務所

付録：

女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲

一、女性従業員による従事が禁忌とされる労働範囲
（一）　鉱山の坑内作業
（二）　肉体労働強度等級区分基準に定める第 4 級の肉体労働強度の作業
（三）　1 時間あたりの重量物取扱い回数が 6 回以上で、1 回あたりの取扱い重量が 20 キログラムを超える作業又は断続的な重量物取扱いで、1 回あたりの取扱い重量が 25 キログラムを超える作業

二、女性従業員が生理期間中において従事することが禁忌とされる労働範囲
（一）　冷水作業等級区分基準に定める第 2 級、第 3 級及び第 4 級の冷水作業
（二）　低温作業等級区分基準に定める第 2 級、第 3 級及び第 4 級の低温作業
（三）　肉体労働強度等級区分基準に定める第 3 級及び第 4 級の肉体労働強度の作業
（四）　高所作業強度等級区分基準に定める第 3 級及び第 4 級の高所作業

三、女性従業員が妊娠期間中において従事することが禁忌とされる労働範囲
（一）作業場所の空気中の鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゼン、カドミウム、ベリリウム、砒素、シアン化物、窒素酸化物、一酸化炭素、二硫化炭素、塩素、カプロラクタム、クロロプレン、クロロエチレン、エチレンオキシド、アニリン並びにホルムアルデヒド等の有毒物質の濃度が国の職業衛生基準を超える作業
（二）抗がん剤及びジエチルスチルベストロールの生産に従事し、麻酔薬のガス等に接触する作業
（三）非密封線源放射性物質の操作並びに原子力事故及び放射線事故の応急措置
（四）高所作業等級区分基準に定める高所作業
（五）冷水作業等級区分基準に定める冷水作業
（六）低温作業等級区分基準に定める低温作業
（七）高温作業等級区分基準に定める第 3 級及び第 4 級の作業
（八）騒音作業等級区分基準に定める第 3 級及び第 4 級の作業
（九）肉体労働強度等級区分基準に定める第 3 級及び第 4 級の肉体労働強度の作業
（十）密閉空間若しくは高圧室での作業、潜水作業、激しい振動を伴う作業、又は頻繁に腰を屈め、高所に登り、若しくはしゃがむ必要のある作業

四、女性従業員が授乳期間中において従事することが禁忌とされる労働範囲
（一）　妊娠期間中において従事することが禁忌とされる労働範囲の第一項、第三項及び第九項
（二）　作業場所の空気中のマンガン、フッ素、臭素、メタノール、有機リン化合物及び有機塩素化合物等の有毒物質の濃度が国の職業衛生基準を超える作業

（法令原文名称：女职工劳动保护特别规定）

シティユーワ法律事務所